

相手国政府・ 相手国関係機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	タンバクンダ州及びケドゥラ州保健施設整備計画（詳細設計）のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	タンバクンダ州及びケドゥラ州保健施設整備計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	63,000千円 H23.4.30まで	H21.1.27 ダカール (同日)	日本側 齊藤隆志在セネガル大使 セネガル側 アブドゥライ・ダイオッパ経済・財政大臣	H21.2.10 52号
セネガル	第二次ペリーセネガル南回廊道路橋梁建設計画（詳細設計）の ための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	第二次ペリーセネガル南回廊道路橋梁建設計画（詳細設計）を実施するために必要な役務の購入	15,000千円 H23.5.31まで	H21.1.27 ダカール (同日)	日本側 齊藤隆志在セネガル大使 セネガル側 アブドゥライ・ダイオッパ経済・財政大臣	H21.2.10 53号
セネガル	貧困農民支援に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点を置いた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	390,000千円 H22.3.31まで	H21.3.30 ダカール (同日)	日本側 齊藤隆志在セネガル大使 セネガル側 アブドゥライ・ダイオッパ経済・財政大臣	H21.4.22 238号
セネガル	緊急給水計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	緊急給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,000,000千円 H22.3.31まで	H21.3.30 ダカール (同日)	日本側 齊藤隆志在セネガル大使 セネガル側 アブドゥライ・ダイオッパ経済・財政大臣	H21.4.22 242号
セネガル	食糧援助に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	860,000千円 H22.3.31まで	H21.3.30 ダカール (同日)	日本側 齊藤隆志在セネガル大使 セネガル側 アブドゥライ・ダイオッパ経済・財政大臣	H21.4.22 243号
セネガル	第二次ペリーセネガル南回廊道路橋梁建設計画のための贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	第二次ペリーセネガル南回廊道路橋梁建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	655,000千円 H26.12.31まで	H21.5.29 ダカール (同日)	日本側 齊藤隆志在セネガル大使 セネガル側 アブドゥライ・ダイオッパ経済・財政大臣	H21.6.22 332号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

セネガルとの無償資金協力取極一覧

相手国政府・ 相手国機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与額 (注2)	署名日 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
セネガル	タンバクンダ州及びケドゥラ州保健施設整備計画の贈与に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	タンバクンダ州及びケドゥラ州保健施設整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	1,662,000千円 H26.12.31まで	H21.5.29 ダカール で (同日)	日本側 齊藤隆志在セネガル大使 セネガル側 アブドゥラ・ダイオオツア経済・財政大臣	H21.6.22 334号
セネガル	貧困農民支援に関する日本国政府とセネガル共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	380,000千円 H22.11.30まで	H21.11.24 ダカール で (同日)	日本側 齊藤隆志在セネガル大使 セネガル側 アブドゥラ・ダイオオツア経済・財政大臣	H21.12.8 551号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。